

○財務省告示第二百七十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年年度の初日から平成二十七年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年八月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年年度の初日から平成二十七年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン

一六	一、四八八トン
一五	三三一トン
一四の二	一七三、一五八トン
一四	四一七、〇七〇トン
一三	一、八〇二、九三五トン
一二	二三三、二四七トン
一一	三、〇六三トン
一〇	二、四八九トン
九	一〇、八四七トン
八	〇トン
七	三トン
六	二〇トン
五	四五五トン
四	一五、四三八トン
三	一三トン
二	〇トン

二九	一一二トシ
二八	一トシ
二七	五、四七八トシ
二六	一、八六七トシ
二五	〇トシ
二四	一七トシ
二三	一、八四七トシ
二二	一九五トシ
二一	一〇、四九二トシ
二〇	一三五トシ
一九	四五四トシ
一八	四、二五八トシ
一七	四四、七六五トシ

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十七年七月三十一日までの飼料用表を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量を

当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	一、八〇二、九三五トン
一四	三八六、三二五トン